



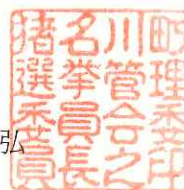
猪選告示第25号

猪名川町条例制定請求者署名簿の有効署名数等について

地方自治法第(昭和22年法律第67号)第74条の2第2項の規定により、令和元年5月28日から令和元年6月3日までの7日間、猪名川町条例制定請求者署名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申出がなかったため、当該期間の経過により署名の効力が確定した結果、有効署名の総数は、次のとおりとなりました。

令和元年6月4日

猪名川町選挙管理委員会
委員長 根本善弘



記

有効署名総数 2,671人